

岡垣町地下水の保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岡垣町地下水の保全に関する条例（令和5年岡垣町条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の届出)

第2条 条例第4条第1項の規定による届出は、岡垣町井戸設置届出書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第4条第2項の規定による届出は、岡垣町井戸設置変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

(設置工事完了の届出)

第3条 条例第5条の規定による届出は、岡垣町井戸設置工事完了（中止）届出書（様式第3号）により行うものとする。

(廃止の届出)

第4条 条例第6条の規定による届出は、岡垣町井戸廃止届出書（様式第4号）により行うものとする。

(採取量及び水位の記録等)

第5条 条例第8条第2項の規定による報告は、岡垣町地下水採取量等報告書（様式第5号）により行うものとする。

(承継の届出)

第6条 条例第9条第3項の規定による届出は、岡垣町井戸設置承継届出書（様式第6号）により行うものとする。

(助言、指導又は勧告)

第7条 条例第12条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項による勧告は、岡垣町地下水保全に関する助言・指導・勧告書（様式第7号）により行うものとする。

(命令)

第8条 条例第14条第1項の規定による命令は、岡垣町地下水保全に関する命令書（様式第8号）により行うものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。